

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第130号）（総務局国際化推進室）

寄付の受納に伴い、次のとおり基金の金額を引き上げることとしました。

基金名	改正前	改正後
世界歴史都市連盟国際親善交流基金	8,200,000円	8,250,000円

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第130号

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例

京都市国際親善交流基金条例の一部を次のように改正する。

別表世界歴史都市連盟国際親善交流基金の項中「8, 200, 000」を「8, 250, 000」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総務局国際化推進室)